

まちづくりファンド

令和6年2月1日
都市局
まちづくり推進課

名古屋市（愛知県）の中川運河における 寄付金を活用した民間まちづくり事業を支援します！ ～全国第2号共助推進型まちづくりファンドの設立を決定～

今般、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）は、名古屋市と共同で資金を拠出し、共助推進型まちづくりファンド「中川運河再生ファンド」を設立することを決定いたしました。

同ファンドを通じて、名古屋市の中川運河における、魅力的な水辺空間の形成等に資する民間まちづくり事業等を資金面で支援することにより、地域の賑わい創出に貢献します。

- 国土交通省は、活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われる民間まちづくり事業に対し、民都機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて助成を行う「まちづくりファンド支援事業（共助推進型）」を実施しています。

[資料参照](#)

- 「中川運河再生ファンド」は、市内に拠点を置く企業家有志からの寄付金を活用しながら、都市利便増進協定等に基づき民間事業者が主体となって実施する「にぎわいゾーン」の景観や施設の整備、水面、沿岸等を活用した事業に対して助成を行い、地域の賑わい創出に貢献します。

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

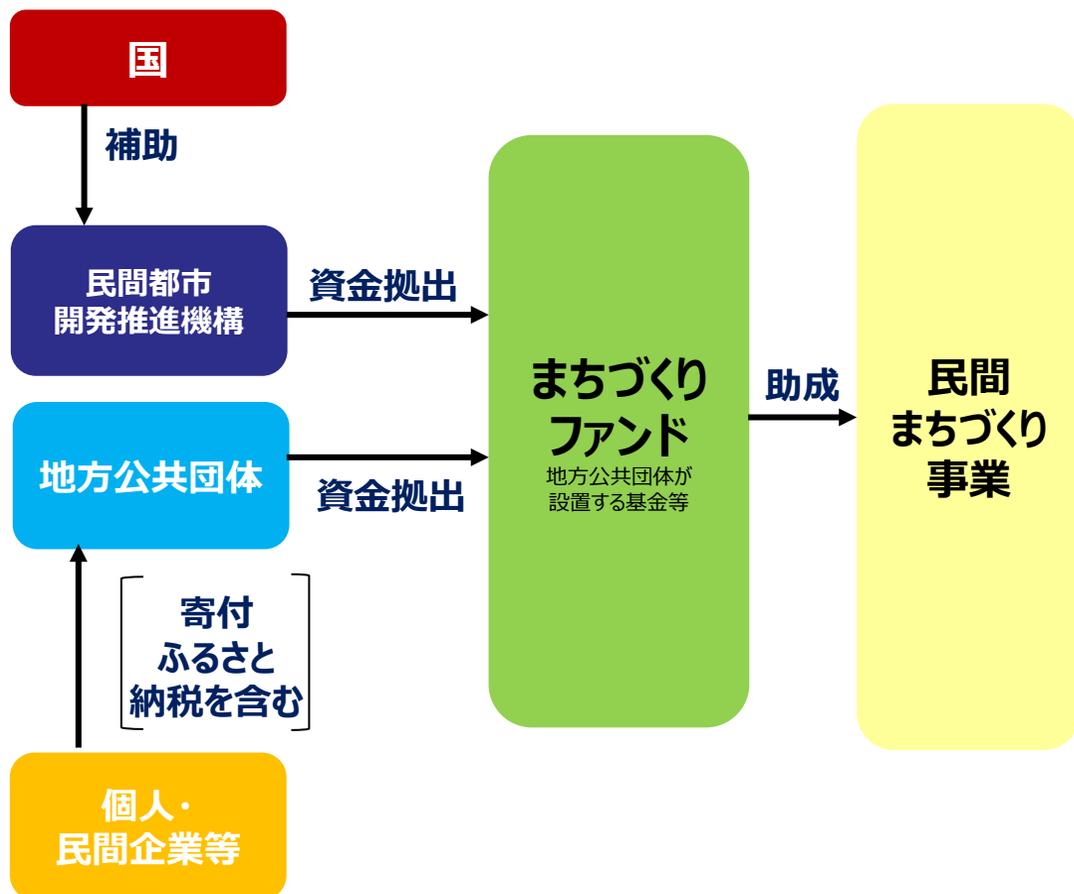
担当：岡田、深沢、北谷

電話：03-5253-8111(代表) (内線 32-532, 32-533, 32-544)

03-5253-8127(直通)

○活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税を含む）による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、（一財）民間都市開発推進機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて支援します。

■ スキーム



■ 主な要件

民間都市開発推進機構→まちづくりファンドへの支援

- 支援対象者：公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定するNPO等
- 支援限度額
寄付金を原資とする地方公共団体の拠出金額

まちづくりファンド→民間まちづくり事業への支援

- 支援対象者：民間まちづくり事業者
- 支援対象事業：都市利便増進協定等※に基づく民間まちづくり事業

*都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理協定